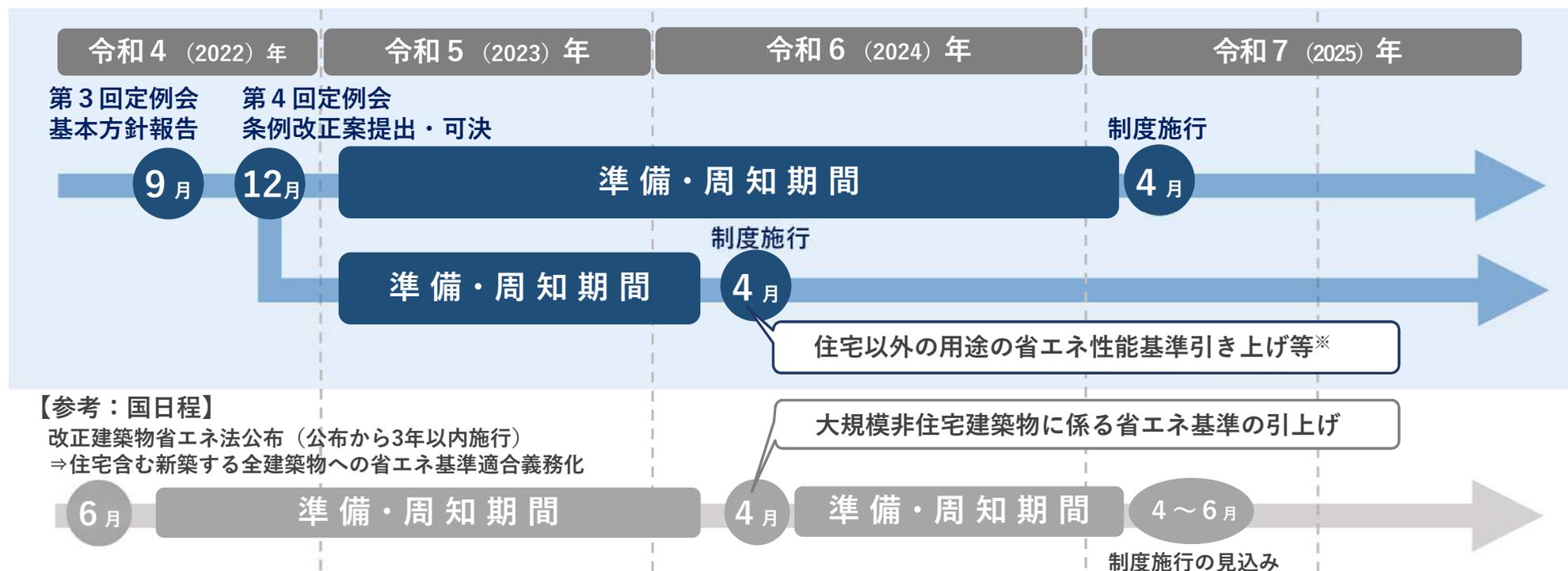


施行スケジュール

- 改正後の制度は、2年度ほどの準備・周知期間を設け、令和7年度から施行する。
(令和7年度以降に建築物環境計画書を提出する案件から、改正後の基準等を適用)



※ 国の適合義務基準の改正施行（令和6年度）に伴い、住宅以外の用途の省エネルギー性能基準の引き上げ、建築物の熱負荷の低減（BPI）及び省エネルギーシステム（BEI）に関する環境配慮の取組の3段階評価の基準強化については、令和6年度から先行して施行する。